

関係各位

公益財団法人
日本ライフセービング協会

競技クラフト器材(サーフスキー)の車輛運搬について

平素より日本ライフセービング協会の事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、競技クラフト器材(サーフスキー)の車輛運搬法について、以下の点について再点検いただき、対応方について関係者へご指導下さるよう宜しくお願い申し上げます。

■サーフスキーの乗用車積載は道路交通法違反

現在、ライフセーバーの競技クラフト器材であるサーフスキー(全長約5.8m)の乗用車での運搬は、道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)の施行令第22条(積載器材のはみ出し部分を、車体の長さの1/10以下に収めなければならない)に違反しております。サーフスキーを運搬する車両は、全長が約5.3m以上なければ認められないこととなります。乗用車のほとんどは全長約4.5m位なので、大半が違反になります。また、よく赤い旗を積載器材の前後につければ良いということをお聞きしますが、それだけでは違反になりますのでご注意ください。

■警察署へ制限外積載許可を申請

サーフスキーの運搬方法について、警察署に確認致しましたところ制限外積載の許可申請書(別添東京都見本)を2部作成し、運行前に出発地の警察署長の許可をもらえば運搬は可能です。原則として運行毎に申請手続きをとらなければなりません、最寄の警察署で予めご確認の上、許可申請を行って下さい(都道府県によって若干書式体裁が異なる場合がございますのでご注意ください)。

(制限外積載申請書 警察見本)

■クラブ拠点からトラックで運送

サーフスキーを安全に確実に運搬するために地元のトラック運送会社へ依頼して見てはいかがでしょうか。近年、本協会の事業においても器材等はトラック運送会社へ依頼しています。専門業者に任せることによって、費用は多少かかるとは思いますが(例:神奈川→南紀白浜 4tチャータートラック片道7万5千円程度)、器材はもちろんのこと、結果、選手も安全かつ確実に移動できることとなります。

■その他

全長3.4m以下の軽自動車によるサーフスキー(全長約5.8m)の積載・運搬は制限外積載許可の対象外となります。自家用車で積載・運搬を行う場合は、車両の仕様をよく確認してください。駐車違反や飲酒運転など決してしないよう交通ルールを遵守し、安全運転を心がけてください。選手自身を交通事故から守るために、ご理解ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-18 トップスビル
日本ライフセービング協会 ◇電話 03(3459)1445

別記様式第四

制限外積載 設備外積載 荷合乗車 許可申請書				
警察署長殿		住所		年月日
申請者		氏名		
申請者の免許の種類	免許証番号			
車両の種類	番号欄に表示されている番号			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所 荷台に乗せる人員				
運転の期間	年月日から 年月日まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号				
制限外許可証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条件				
年月日 警察署長 印				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

関係各位

クラフト類の長距離運搬に伴う 事故防止について【徹底】

1. 管轄警察署へ**制限外積載許可申請書**の届出をする。
2. キャリアメーカーの**保障積載重量超**での搬送はしない。
3. 形の異なる積載物の**無理な固定方法**による搬送はしない。
(サーフスキーとボードの重ね積みなど)
4. 長距離の運転は疲労や集中力散漫になるため**2時間おき**にサービスエリアなどで必ず**休憩**をとる。
5. 長距離の運転は危険が伴うため、複数人のドライバーが同乗し、**交代できる態勢**で移動する。
6. クラフト**搬送業者**を活用し無理に個人でクラフト搬送しないことを推奨する。(JLA事務局が業者をご紹介します)

無理な積載方法や、過積載による事故の原因となるような搬送方法は行わないよう、ライフセーバーとしての自覚をもって、周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

(別紙参照)

高速走行時に積載物を落下させ、後続車に当たるなどした場合、人命にかかわる大事故につながるだけでなく、事故を起こした本人の人生も大きく変わってしまう可能性があります。

今一度、積載状況を再確認し、事故防止に努めてください。

クラフト類の搬送時における注意事項

クラフト類を車両上部に積載し、搬送する際の好ましくない状況を紹介します。
高速走行時に積載物を落下させ、後続車に当たるなどした場合、人命にかかわる大事故につながるだけでなく、事故を起こした本人の人生も大きく変わってしまう可能性があります。
今一度、積載状況を再確認し、事故防止に努めてください。



ストラップ1本で固定することなく、前後1本ずつ使用し固定すること。



メーカー推奨の止め方



購入時、装着時から経年で緩む場合があるので、積載毎にゆるみやがたつきの点検を行う。



前後のバーが平行になっていなかったり、がたつきの無い様に常に点検を怠らない。

これら以外にも、

1. 管轄警察署への制限外積載許可申請書の無届
2. キャリアーメーカーの保障積載重量超での搬送
3. 形の異なる積載物の無理な固定方法による搬送（スキーとボードの重ね積みなど）

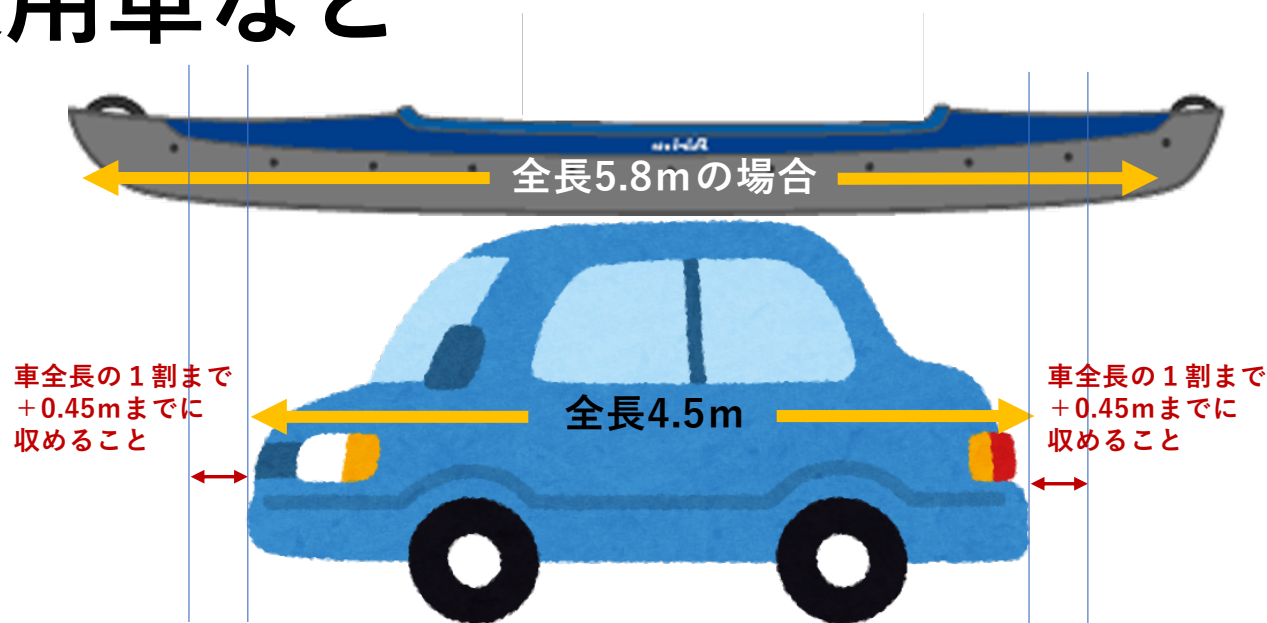
無理な積載方法や、過積載による事故の原因となるような搬送方法は行わないよう、ライフセーバーとしての自覚をもって、周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

【乗用車積載について】

許容長さについての簡易解説

車の長さが全長4.5mだった場合

普通乗用車など



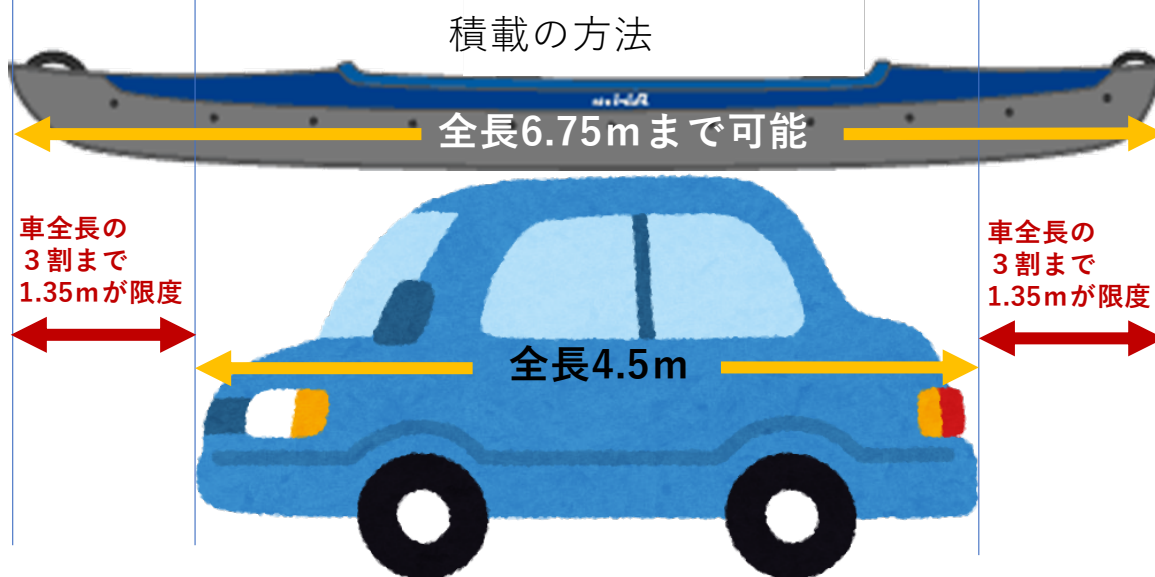
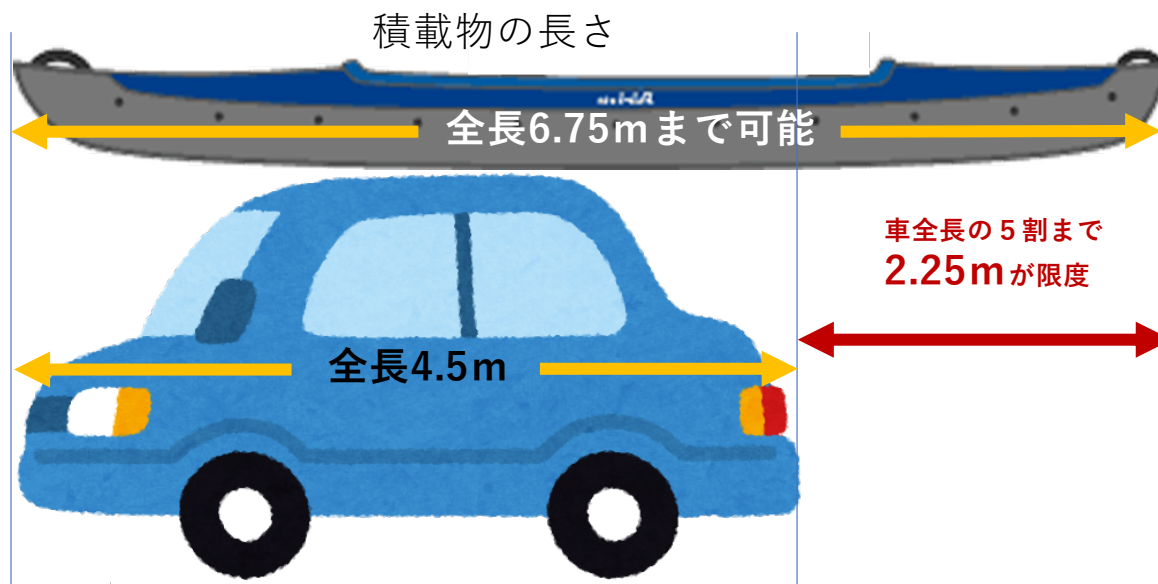
ライフセービングスペックのサーフスキーは、概ね5.8mの長さがあります。関係法令では「積載器材のはみ出し部分を、**車体の長さの1/10以下**に収めなければならない」ことが定められており、**そのまま積載すると法令違反となります**。また、赤色の旗を付けるだけでは積載運行が可能となるわけではありません。

自家用車で積載・運搬を行う場合は、必ず出発地の管轄警察署にて「**制限外積載**」の許可を求めてください。

【制限外積載許可】

許容長さについての簡易解説
車の長さが全長4.5mだった場合

普通乗用車など



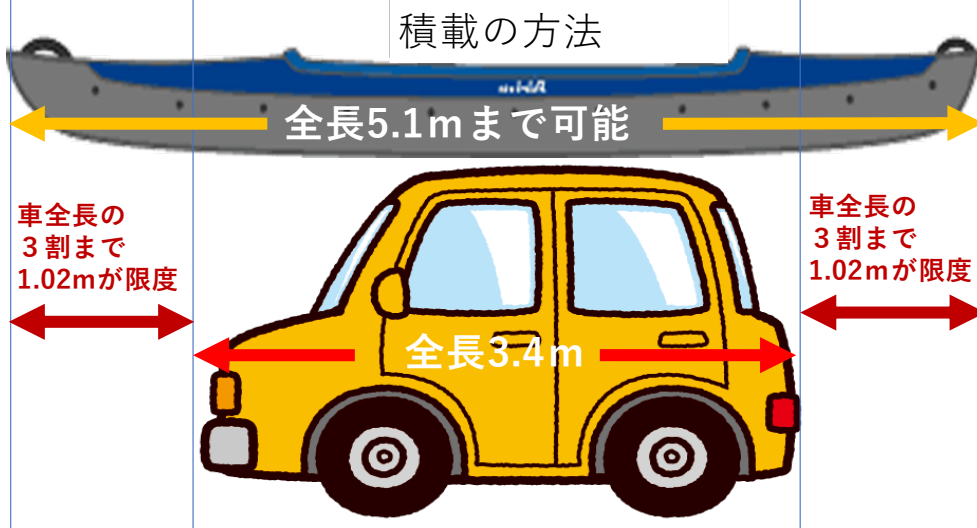
ライフセービングスペックのサーフスキーは、概ね5.8mの長さがあります。その為、**全長3.4m以下の軽自動車によるサーフスキーの積載・運搬は制限外積載許可の対象外**となります。

自家用車で積載・運搬を行う場合は、車両の仕様をよく確認すると共に、必ず出発地の管轄警察署にて「制限外積載」の許可を求めてください。

【制限外積載許可】

許容長さについての簡易解説
車の長さが全長3.4mだった場合

軽自動車など



ライフセービングスペックのサーフスキーは、概ね5.8mの長さがあります。その為、**全長3.4m以下の軽自動車によるサーフスキーの積載・運搬は制限外積載許可の対象外**となります。

自家用車で積載・運搬を行う場合は、車両の仕様をよく確認すると共に、必ず出発地の管轄警察署にて「制限外積載」の許可を求めてください。